

# 【令和7年4月1日～】 入院時の食事負担金の変更について

今般の光熱費や食材費等の高騰の影響より、厚生労働省より令和7年3月24日付けで、令和7年4月1日から入院時食事療養費の費用（入院中の食事代）に関する改正がありました。

これに伴い、さいがた医療センターでも令和7年4月1日より下記のように負担金に変更になるため、ご理解の程よろしく申しあげます。

## ◆入院時食事療養の標準負担額について（1食につき）

区分				標準負担額	
				令和7年3月31日 まで	令和7年4月1日 から
70歳未満の方	70歳以上の方	一般		490円	<u>510円</u>
		（住民税課税世帯）	（例外1）指定難病患者・小児慢性特定疾病児童等	280円	<u>300円</u>
			（例外2）精神病床入院患者 ※2015年4月1日以前から2016年4月1日まで継続して精神病床に入院している患者	260円	260円
住民税非課税世帯	住民税非課税世帯	過去12ヶ月の 入院日数	90日以内	230円	<u>240円</u>
			90日超	180円	<u>190円</u>
	住民税非課税世帯 （低所得者Ⅰ）			110円	110円

負担金額の詳細については、下記へお問い合わせください。

- ・国民健康保険（国保）、全国健康保険協会（協会けんぽ）、健康保険組合（組合）の方は、「加入保険者」へ
- ・指定難病等で医療費助成制度の認定を受けている方は、住所地を所轄する「保健所」へ

令和7年3月25日

さいがた医療センター